

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 6 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊
飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告

飯塚市監査委員告示第 23 号（令和 4 年 11 月 14 日付）

2 監査報告に対する措置状況の内容及び件数 下記のとおり

経済政策推進室（福岡ソフトウェアセンター）【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 補助金交付要綱について</p> <p>福岡ソフトウェアセンター補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条では、補助対象経費として(1)社員の人件費、(2)人材育成に係る事業費、(3)その他、市長が特に必要と認める経費と定めている。</p> <p>要綱には対象費目等の規定がないため、補助金実績報告兼概算払精算書に添付された令和 3 年度事業費明細には、人材育成に係る事業費として減価償却費、受講生の飲食用の茶菓子代が計上されていた。これらの経費を差し引いても補助金交付額を上回る支出があり、補助金交付に問題はないが、対象経費を明確にすべきと思料する。</p> <p>また、補助金申請書及び実績報告書の添付書類は、福岡ソフトウェアセンターが行う事業全般に対する内容となってお</p>	<p>ご指摘のとおり、令和3年度事業費明細には、人材育成に係る事業費として減価償却費、受講生の飲食用の茶菓子代が計上され、補助金申請書及び実績報告書の添付書類には、福岡ソフトウェアセンターが行う事業全般に対する内容となっていました。</p> <p>補助金交付には、問題はありませんでしたが、今後は、このような不明瞭な経費計上がないよう今年度中に対象費目を明確化する要綱改正を行います。</p> <p>また、本補助金の使途を明確化するため、補助対象事業に係る収支計画及び収支決算書の作成を行うよう指導するとともに補助金申請書及び実績報告書の添付書類についても、</p>

り、本補助金が事業費補助金か運営補助金かが曖昧で、事業が適切に実施されているかの判断ができない。

要綱及び提出書類の見直しを行うこと。

当該補助事業の実施状況が分かる書類のほか、当該補助事業に対応した内容の書類を添付し、適切に実施するよう併せて指導いたしました。